

要求水準書(案)に関する意見書に対する回答

■要求水準書(案)

No	資料名等	項目	該当箇所									質問	回答
			頁	I	1	(1)	①	ア	(ア)	a			
1	要求水準書 (案)	什器・備品等の調 達・保管・設置業 務	47	II	7	(6)	②				少年科学文化会館及びロボスクエアに設置されている什器・備品等のうち、事業者においても継続使用を希望しない什器・備品等の処分については、事業者の費用負担により行うこととされています。廃棄物の処理および清掃に関する法律の考え方によれば、事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならないと規定されています。そこで、少年科学文化会館及びロボスクエアにて不要となる什器・備品等については市にて処分して頂けないでしょうか。	事業者においても継続使用を希望しない什器・備品等の処分については、市の費用負担により行うよう、6月15日公表の要求水準書(案)を修正しました。	
2	要求水準書 (案)	運営業務に関する要求水準 投影頻度及び作成プログラム	77	V	2	(2)	②	ウ			日～木5回以上、金・土7回以上上映の原則とありますが、天文現象や宇宙・科学に関するトピックスは必ずしも夜とは限りません。すなわち、日中にイベントを行う場合も考えられ、そのイベントの時間帯は投影ができない(もしくは、その時間帯は利用者がプラネタリウムを観覧しない)可能性があります。 日中のイベントの考慮および夜間の自由裁量の余地を考慮した設定回数の引き下げをお願いします。 また、原則の投影回数を変更しない場合、投影回数を定めない場合の条件・事項について要求水準に加えて頂けないでしょうか？	回数の規定については原則論であり、イベント時などにおいて、ドームシアターを特別な状況で使用する場合には、市とも協議しながら、適切な投影回数となるように運営してください。	